

「憲法」を考えよう!

1. 私たちの「憲法」を考えよう!

これまで「憲法」のことをシリーズでとり上げてきたが、そうこうしているうちに「集団的自衛権」の行使をめぐる話が伝わり、いよいよ危ない世の中になってきたと感じている。昨年からは日本版NSC(国家安全保障会議)が立ってつづけてきたが、しかも、ほとんどの議論らしい議論もなくすんできている。そして、その先に見えるのが「憲法」の改正(改悪)である。日本は、どこへ向かおうとしているのか?それは、自民党安倍内閣の悲願ともいわれる「憲法」改正の自民党案にはっきりと現れている。いってしまえば、それは極めて低いのが現状である。そういう意味で、以前、麻生副総理が「ナチスの手口をみたらえ」といって物議をかもしましたが、憲法改正の話は正面切った国民的議論ではなく「気がついたら変わっていった」という方法で憲法を変えようというもので、その「画策」「陰謀」が功を奏しているといえる。

その原因は、国民的な議論を避けるという安倍政権の手法もあるが、一方では「自分の生活とあんまり関係ない」という国民の側の意識が問題なのだと思う。私たちは、自由に発言し行動する。それぞれのライフスタイルや信条をもって。若者にしてはスマートフォンやパソコンに興味が、なかにはAKB48やアイドルの追っかけをする人も。恋愛もそうである。それら、あたり前と思っている私たちの日常のなかにない生活は、実は「憲法」によって支えられているのだ。「憲法」が知らぬ間に変わることで、自由に発言や行動ができない、ライフスタイルや信条も規制される。スマートフォンやパソコンも検閲さ

れるという事態になりかねないのである。おかげさで、私たちが価値観をわけてしまっている可能性も。ひとつ間違えれば、若者が強制的に銃をもたされ、戦場へ駆り出されるのである。このこともおきるのである。

自民党・憲法改正案の原文をみると、『長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国』と国家観を述べるとともに『国と郷土を誇りと気概をもって守り』『国を成長させ』『よき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する』ことが国民の義務であるとしている。そして、現在の憲法は「欧米に押し付けられたもの」として、つまり、自民党の憲法改正案は、「平和主義」「主権在民」「基本的人権」を真に向かおうとする「改悪案」なのである。

2. 「基本的人権」について考える

さて、本題に入るが「憲法」に「一人ひとり生きていく固有の権利(基本的人権)」がある。これを「人権」として、人権を「人類普遍の原理」とよくいわれるが、国や憲法で決めていられるのではなく「人間が誕生して以来、自然に備わっている」という意味で「人間・生命の尊厳」「人権の普遍性」が絶対的価値である。憲法は、この価値を保障し、憲法のすべての条文の要になっているのである。そして、人間が幸福に生きるためには、戦争がない方が良く、平和が一番だ。国の主人公は、社会の当事者である一人ひとりである。つまり「平和主義」「主権在民」とい

う「日本国憲法」の精神であり、柱が「人権」にたいするところを基礎にできているのである。そして、国民の「基本的人権」を妨げず、具体的に保障するということが「憲法」の基本である。しかし「国家」は、ある意味において絶対的な権力をもっている。そして、歴史が示しているように、しばしば暴走する可能性をもっている。このことから「憲法」は、国家権力の暴走をくい止め、これを「立憲主義」という国際標準である。私たちが「国民」は、日々の生活のなかで「法」によって国家権力の支配を受けているが、私たちが「憲法」によって、その国家権力を縛っているという関係である。そして、その「国家権力」が正当であるのかという「国家の正当性」は、国の最高法規である「憲法」をまもっているというのが正当性の根拠である。

私たちが「基本的人権」として日常生活をおくっている。そして、国(行政・議会・裁判所)など、あらゆる機関、法律も「憲法」の範囲内に存在していることはいままでもないことである。簡単にいうと、国の主権者は「国民」であり、その国民の幸福を実現するために「国家」や「国家機関」が存在するというのである。

3. 自民党改正案での「人権」について考える

「憲法」では「一人ひとりが幸福に生きる権利」を基本とし「国家」の役割は「国民の基本的権利(幸福に生きる権利)を保障する」ということである。しかし「自民党改正案」は「国家の繁栄」を基本にして「改正案」の短点を誇りと気概を持って自ら守り「国を成長させる」「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」として、それを達成するのが「国民の義務」とされている。つまり「国家を繁栄」させることであり、

一人ひとりが幸福に生きることではないという考え方がなっている。こうして出された「人権」についての考えは、「国の利益」「国の秩序」の範囲内というものであり、しかもその範囲は、国が決めるというところになっている。そして、条文の多くの場合で、文言の表現が「個人」から「人」に変更している。これは、「個人」という表現は「人権の普遍性を基礎にさまざまな個性と感性をもつ独立した存在」という意味だが、しかし、こうして「個人」よりも「国家」の繁栄のために存在する「人」ということを強調したものである。

さらに、自民党のホームページを見ると「現在の憲法は、占領軍(アメリカ)に押し付けられた」とし、「人権規定も我が国の歴史、文化、伝統をふまえたものである」とも必要だと考えます」と書かれています。つまり「人権」は西欧のモノで日本には日本の価値観があること、このように「あらためる必要がある」として「人権の普遍性」を否定しているのがある。考えてみると、戦後間もない頃、日本政府と米国民の代表による憲法草案の議論のなかで「日本の歴史や風土に合わない」と

4. 「国家観」からライフスタイルまで考える

自民党改正案にみる「国家観」は、「長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴である天皇を戴く国」となり、また「和を尊び」と聖徳太子が定めたといわれる「十七条の憲法」の一文中で登場するのである。一口に言えば、「時代錯誤」であり、「古き時代(大日本帝国)へのノスタルジー」であるといえる。自民党のキャッチフレーズ「美しい日本を取り戻そう」と考えているのである。

さて「日本固有の歴史や文化、伝統」を強調しているが、歴史や現実を無視した極めて稚拙な主張であるといえる。例えば、日本の衣・食も原型は古代に渡来人がもち込んだもので、伝統文化のルーツの多くもその類である。さらに、江戸時代も朝鮮通使から朝鮮王朝の文化の影響を受けてきた。しかし、明治に入ると脱亜入欧政策によって、それまでの日本文化を捨て、西歐文明に飛びついていったのが歴史の事実である。私たちが、外国からの文化や科学・知恵を巧みに取り入れ発展させ現代の文化や生活を創り上げてきた。自民党の歴史認識は、本気でそう思っている訳ではないと思う。それより「天皇を戴く国家」を強調するがため、理屈に合わなくとも無理に通そうとしているのである。そのためには、国家の「利益」「秩序」の範囲内に、「国民の「基本的人権」をおきたい」というのが本音であり、ねらいである。

自民党案がとると「天皇は畏れ多い存在(神)」「国はお上(おかみ)」「私たちが「お上に従順な下々(しもじも)」という国家をつくるのが憲法改正の目的である。そして「公益」「公の秩序」とは「お上の意向」ということである。ちなみに「日の丸」「君が代」も国旗、国家と定められている。

さて、その「天皇」についてであるが、自民党案では、第一章第一条の冒頭で「天皇は日本国の元首であり」と新たに書き入れられているが、明治憲法と異なる「天皇を頂点とする「国家」をつくらうとする意向である。また「天皇の国事行為」について、現憲法では「内閣の助言と承認を必要とし」とあるが、これを削除し「進言」と書き換えて「その理由が書き換えていく」というものである。つまり、天皇は「国民の総意に基づく象徴」ではなく「畏れ多い存在」ということをいっているのである。

5. 「憲法」をしっかりと考えよう

自民党の「憲法改正案(改悪案)」は、私たちのすめる「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、真に人権が尊重される社会の実現」という目標からすると、部落差別をはじめあらゆる差別を固定化するモノで、絶対に反対していかねばならない。彼らの狙いは「天皇」を頂点とする国家をつくることであり、経済的にも軍事的にも強い日本をめざしており、明治初期の国策であった「富国強兵」の再現である。そして「強い日本」こそが国民にとって幸福であるといいたいのだ。しかし、戦前の「女工哀史」や若者が徴兵で戦場に送られた事実や日清・日露の戦争の背景に疲弊した市民の暮らしなど、そして、戦争で日本が焦土と化したことを考えれば、幸福であったわけではない。

動物園の動物たちは、健康管理され、食糧も寝床も完備されている。動きまわることが自由である。しかし、オリのなかだが、私たちが「国益」「公秩序」というオリのなかだけの自由が保障された「動物」ということになってしまっている。それが、自民党の「憲法改正」の真の姿なのだ。しかし、国民を画一的な価値観で国民を縛ることにしよう、そこに「排除」と「隷属」しか生み出さない。私は以前、国家によって結婚や妊娠・出産まで管理されるSF映画を観たことがあるが、恐怖を感じた。「強制」される「日本」ではなく、人権が保障され、さまざまな価値観やライフスタイルが尊重される「しなやかな日本」を創造することが、そのために多くの人がとやがて努力を絶やさないことがなによりも重要である。そして、そこに強制される「愛国心」ではなく、真の「国や家族を愛する心」「他者を尊重する心」が生まれ育つと思う。(終)